

お客さま 各位

佐野信用金庫

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付の終了
及び手形・小切手の最終振出期限の設定について

日頃より当金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、日本国内における2027年3月末日を期限とした手形・小切手の全面的な電子化への対応として、下記の取扱いを実施しますので、ご案内いたします。

記

1. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付の終了

(1) 受付終了日

2026年9月30日（水）

(2) 内容

- ・上記、受付終了日以降、当金庫以外の他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付を終了します。
- ・受付終了の対象となる預金入金先は、当座預金のほか、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。
- ・他行を支払地とする手形・小切手は、受付終了日以前でも、他行の判断により、「振出期限超過」を不渡り事由として返却される場合があります。この場合、当金庫はご依頼人様へ手形・小切手を返却する際、当金庫所定の不渡返却手数料をお支払いいただくこととなりますので、予めご了承ください。

2. 手形・小切手の最終振出期限の設定

(1) 最終振出期限

2026年12月30日（水）

(2) 内容

- ・上記、最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、入金または取立、店頭にお持ち込みいただいても決済することができません。
- ・最終振出期限以降に振り出された手形・小切手とは、①「2027年1月4日以降を振出日とするもの」、または②「振出日の記載がないもの」が該当します。
- ・最終振出期限以降に振り出された手形・小切手が交換呈示された場合は、「振出期限超過」を不渡り事由として持出銀行へ返却します。

以 上